

みさとの子

学校目標【ふれあい チャレンジ きらりかがやく 三里の子の育成】

～ すべては子どもたちの笑顔のために ～

いじめ、体罰アンケートのお礼

11月にいじめ、体罰に関するアンケートをとりました。このアンケートは、保護者のご協力を得ることで日頃見落としてしまっているいじめ事案の発見ができます。わずかな気付きから、今まで見えていなかった事実を知ることでも、子どもたちの心身の健全な育成のための指導に生かすことができます。保護者から学校へのご意見やご相談をととても嬉しく思っています。相談があるということは、お子様のことを思い、かつ、学校を信頼していただいているからこそだと思っています。中にはあまり学校に迷惑をかけまいとご配慮いただいている方もいらっしゃるようですが、どうぞ遠慮なく気付いたことをお伝えいただけたらと思っています。職員室や校長室はいつでも門戸を開いています。どうぞ、お気軽にお声かけください。

「いじめ」ということは、何をもちいじめというのか、考え方がひと昔とは変わっています。文科省で以下のように定義されています。参考に載せておきます。ご一読ください。

いじめの定義について

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

小城市少年少女の声発表会

11月16日(土)ドウイング三日月において、「少年少女の声発表会」と教育功労者の表彰が行われました。各学校の代表者12名が自分の意見や主張を堂々と述べ、どれも甲乙つけがたい立派なものでした。三里小学校からは、江島旺佑さんが「みんなが守るべきルール」という題で発表しました。教育功労者では、坂井の富永正樹さんが受賞されました。おめでとうございます。



ひまわり

11月15日(金)の佐賀新聞に下久須の深河文雄様の記事が載っていました。三里小学校にもたくさんひまわりをいただきました。強風にも耐えた力強さを感じました。ありがとうございました。

